

○第167回肥料・飼料等専門調査会

日時：令和3年10月25日（月）10：30～12：16

議事概要：

（1）専門委員等紹介

事務局から専門委員等を紹介した。

（2）専門調査会の運営等について

事務局から説明した。

（3）座長の選出・座長代理の指名

専門委員の互選により、森田専門委員が座長に選出された。

森田座長により、座長代理に川本専門委員及び吉田専門委員が指名された。

（4）動物用医薬品（クロキサシリン*）の食品健康影響評価について

審議の結果、「クロキサシリンは、評価の考え方^注の3の（3）の①に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、食品健康影響は無視できる程度と考えられる。」とすることが了承され、食品安全委員会に報告することとされた。

*国内では抗生物質として、牛の乳房炎や産褥熱等の治療に使用され、ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

注：「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」

（令和2年5月18日動物用医薬品専門調査会及び令和2年6月15日肥料・飼料等専門調査会決定。）（参考資料1）